

第 6 1 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成26年3月12日（水）15:00～17:00

場所 第2水産ビル 4階 4F会議室

1 開 会

2 議 事

（1）整理案について

- ・ 栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲

（2）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

- ・ 外国語教育の推進
- ・ 帰化の許可権限の移譲
- ・ 外国人介護福祉士試験特区

（3）その他

3 閉 会

【配付資料】

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 道民アイデア等の審議状況 |
| 資料2 | 整理案（栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲） |
| 資料3 | 平成24年度道民アイデア等の審議状況 |
| 資料4 | 外国語教育の推進 |
| 資料5 | 帰化の許可権限の移譲 |
| 資料6 | 外国人介護福祉士試験特区 |

第60回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成26年2月27日（木）15：00～17：00

■開催場所：第2水産ビル 3階 3G会議室

■審議結果概要

議事（1）分野別審議について

- 「栄養士養成施設の指定事務」（資料1のNo. 9：今回から「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」に項目名を変更）1項目について、分野別審議を行った結果、整理案審議に進めることでした承

議事（2）答申案について

- 「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」（資料1のNo. 5）1項目について、答申案の審議を行った結果、案のとおり了承

議事（3）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

- 「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」（資料3のNo. 405）、「保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入」（資料3のNo. 409）、「限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要」（資料3のNo. 410）3項目について、第1次整理を行った結果、「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」については、関連情報等を収集・整理の上、検討を継続することとし、他の2項目については、いずれも一旦検討を終了

議事（4）その他

- 「第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」（資料1のNo. 1）
「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」（資料1のNo. 5）「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」（資料1のNo. 9）の3項目について、今年度内の答申に向けて、審議を進めて行くことを確認

道民アイデア等の審議状況

区分	審 議 事 項		審 議 状 況 （※第 57 回委員会は委員改選に伴う引継ぎのため、実質審議を行わなかった。）											
			H 2 4		H 2 5							H 2 6		
			10. 9 49回	12.26 50回	3. 28 51回	5.16 52回	7.23 53回	9. 6 54回	10. 8 55回	10.31 56回	12.17 58回	1.29 59回	2.27 60回	3.12 61回
道民 アイデア (H21 年度～ H23 年度)	No.													
	1	第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	1次整理→	分 野 別 審 議	整理案・保留	→	国の方 針案が 見えた ため保 留解除	修正整理案了	答 申 案 了	→	→	→	→	→
	2	広域観光圏の指定権限の移譲	1次整理→	分野別・保留	→	→	→	→	→	分野別審議了⇒一旦検討終了				
	3	産業振興支援策の道への移譲					1次整・保留	→	→	1 次整理了 ⇒ 一旦検討終了				
	4	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲						1次整理→	→	→	分野別審議	分野別審議了⇒一旦検討終了		
	5	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議	分野別審議了	整 理 案 了	答 申 案 了	→
移譲 済み 4 事 務関 連項 目等	6	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議了	整 理 案	→	→	→
	7	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化		庁内で 検討中 である ことを 報告	庁内で の検討 ・調 整 状況を 報告	国の動 向を見 極める ため検 討保留	→	国の方 針案が 見えた ため保 留解除	整 理 案 了	答 申 案 了	→	一旦検討終了		
	8	指定医療機関の指定と類似の事務					→		→	→	→	一旦検討終了		
	9	栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲					→		→	→	→	継続検討 ⇒ 分野別審議		整 理 案
	10	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限					→		→	→	→	一旦検討終了		
	11	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務					→		分野別審議了⇒一旦検討終了					

整 理 案

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲

現 状

- ・近年、高齢化社会の進行や健康に対する意識、食の安全・安心への関心が高まる中、食のスペシャリストである栄養士及び管理栄養士の活躍がますます期待されている。
- ・各地方厚生局(国)が所管する栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督等の事務については、申請・届出等は都道府県知事を経由し、指定に当たっても都道府県知事が必要な意見を付すなど、地方としても一定の関与を行ってきた。
- ・国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(H25.12.20閣議決定)により、看護師、理容師など、約30の各種資格者の養成施設の指定・監督等については、平成27年4月に各地方厚生局から都道府県へ事務・権限が移譲されることとなるが、これらのうち栄養士・管理栄養士に関しては、移譲以外の見直しを行うこととし、国において継続検討するものとされた。

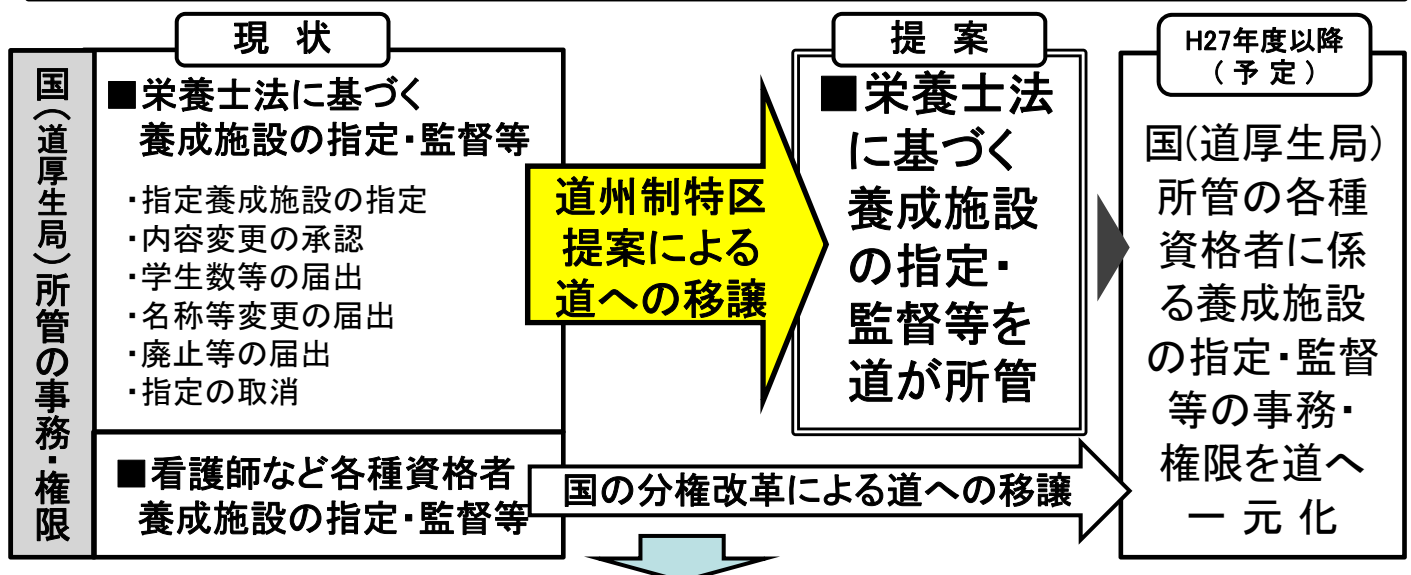


課 題

- ・指定事務に当たっては、道においても現地を調査の上、意見を付すなど、地域事情等を熟知し、申請者により身近な立場で一定の関与を行っていないながら、最終的な指定権限が道にないことは、地域のことは地域で決める地方分権型社会をめざす上での課題。
- ・栄養士・管理栄養士に関する事務・権限が、移譲以外の見直しの対象とされたことは、この度の国の地方分権改革の残された課題であるが、特に食のスペシャリストである栄養士・管理栄養士に関連する権限移譲を求め、他の養成施設の指定・監督等と併せて、道への一元化をめざすことは、「食」を重視する本道としても、取り組むべき課題。

目指すすがた

道民の健康を「食」の面から支える栄養士・管理栄養士の養成施設を道が指定・監督



道民の健康づくりを担う栄養士・管理栄養士を含め、各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限が、より道民に身近な道に一元化されることで、申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上につながるものと期待。

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲<新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 等 後																																																																																																														
権限の内容	【道は指定事務等に一定の関与を行っているが、指定・監督は国の権限】 ○ 道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したパブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだ。 ○ このことから、道州制特区推進法の制定により既に道に移譲されている「調理師養成施設の指定に関する事務」との関連性から、「栄養士・管理栄養士の養成施設の指定・監督権限」についても、検討の結果、道への移譲を求めることとする。 【※法：栄養士法 令：栄養士法施行令】 <table><tr><th>No.</th><th>内 容</th><th>法 令</th><th>国</th><th>道</th></tr><tr><td>1</td><td>栄養士養成施設の指定</td><td>法第2条第1項</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>管理栄養士養成施設の指定</td><td>法第5条の3第4号</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>指定養成施設の指定の申請</td><td>令第9条</td><td>○</td><td>意見付</td></tr><tr><td>4</td><td>栄養士養成施設の指定の基準</td><td>令第10条</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>管理栄養士養成施設の指定の基準</td><td>令第11条</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>指定養成施設の内容変更の承認</td><td>令第12条</td><td>○</td><td>意見付</td></tr><tr><td>7</td><td>指定養成施設の学生数等の届出</td><td>令第13条</td><td>○</td><td>知事経由</td></tr><tr><td>8</td><td>指定養成施設の名称等の変更の届出</td><td>令第14条</td><td>○</td><td>知事経由</td></tr><tr><td>9</td><td>指定養成施設の廃止等の届出</td><td>令第15条</td><td>○</td><td>知事経由</td></tr><tr><td>10</td><td>指定養成施設の指定の取消</td><td>令第16条</td><td>○</td><td></td></tr></table> 道へ移譲	No.	内 容	法 令	国	道	1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項	○		2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号	○		3	指定養成施設の指定の申請	令第9条	○	意見付	4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条	○		5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条	○		6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条	○	意見付	7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条	○	知事経由	8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条	○	知事経由	9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条	○	知事経由	10	指定養成施設の指定の取消	令第16条	○		【栄養士・管理栄養士の養成施設の指定・監督権限を道民に身近な道に移譲】 ○ 厚生労働大臣が行ってきた栄養士・管理栄養士の養成施設の指定・監督等については、北海道知事が行うこととなり、それに伴い、北海道知事が行ってきた一定の関与（申請・届出に係る道知事の経由及び意見の添付）は必要なくなる。 ○ 全国一律の資格水準の維持といった観点から、栄養士・管理栄養士の養成施設の指定基準（令第10、11条）については、移譲を求めず、従前どおり、国が定める基準に従って指定事務等を行う。 【※法：栄養士法 令：栄養士法施行令】 <table><tr><th>No.</th><th>内 容</th><th>法 令</th><th>国</th><th>道</th></tr><tr><td>1</td><td>栄養士養成施設の指定</td><td>法第2条第1項</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>2</td><td>管理栄養士養成施設の指定</td><td>法第5条の3第4号</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>3</td><td>指定養成施設の指定の申請</td><td>令第9条</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>4</td><td>栄養士養成施設の指定の基準</td><td>令第10条</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>管理栄養士養成施設の指定の基準</td><td>令第11条</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>指定養成施設の内容変更の承認</td><td>令第12条</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>7</td><td>指定養成施設の学生数等の届出</td><td>令第13条</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>8</td><td>指定養成施設の名称等の変更の届出</td><td>令第14条</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>9</td><td>指定養成施設の廃止等の届出</td><td>令第15条</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>10</td><td>指定養成施設の指定の取消</td><td>令第16条</td><td></td><td>○</td></tr></table> 道へ移譲	No.	内 容	法 令	国	道	1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項		○	2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号		○	3	指定養成施設の指定の申請	令第9条		○	4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条	○		5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条	○		6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条		○	7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条		○	8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条		○	9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条		○	10	指定養成施設の指定の取消	令第16条		○
No.	内 容	法 令	国	道																																																																																																												
1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項	○																																																																																																													
2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号	○																																																																																																													
3	指定養成施設の指定の申請	令第9条	○	意見付																																																																																																												
4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条	○																																																																																																													
5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条	○																																																																																																													
6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条	○	意見付																																																																																																												
7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条	○	知事経由																																																																																																												
8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条	○	知事経由																																																																																																												
9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条	○	知事経由																																																																																																												
10	指定養成施設の指定の取消	令第16条	○																																																																																																													
No.	内 容	法 令	国	道																																																																																																												
1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項		○																																																																																																												
2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号		○																																																																																																												
3	指定養成施設の指定の申請	令第9条		○																																																																																																												
4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条	○																																																																																																													
5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条	○																																																																																																													
6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条		○																																																																																																												
7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条		○																																																																																																												
8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条		○																																																																																																												
9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条		○																																																																																																												
10	指定養成施設の指定の取消	令第16条		○																																																																																																												
	○指定事務に当たっては、道においても現地を調査の上、意見を付すなど、地域事情等を熟知し、申請者により身近な立場で一定の関与を行っていたが、最終的な指定権限は有していなかった。	○国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（H25.12.20閣議決定）において、地方へ移譲するものとされた30余の各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限と併せて、道民の健康づくりを担う「栄養士・管理栄養士」の養成施設の指定・監督等についても、より道民に身近な道に事務・権限が一元化されることで、申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上につながるものと期待できる。																																																																																																														

区分	現行	権限移譲等後
法令制度	＜養士法＞第1項 ■ 第二条 養士の免許は、厚生労働大臣の指定したたた養士の養成施設において二年以上養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。 ■ 第五条 養士国家試験は、養士であって次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。 (中略) 四 修業年限が四年である養成施設であって、学校であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したものを卒業した者 ＜養士法施行令＞ □ 第九条 第二条第一項の規定による養成施設の指定の申請又は法第五条の第三号の指定による管理栄養士養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を付さなければならない。 □ 第十二条 第一条に規定する養成施設又は法第五条の第三号に規定する管理栄養士養成施設（以下「指定養成施設」と総称する。）の設置者は、指定養成施設における学生若しくは生徒の定員、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数の、修業年限又は教育の変更をしようとするときは、主務大臣の承認を得なければならない。 2 □ 第九条の規定は、前項の承認の申請について準用する。 □ 第十三条 指定養成施設の設置者は、毎年七月末日までに次に掲げる事項を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。 一 前年度卒業者の員数 二 学生又は生徒の現在員数 □ 第十四条 養成施設の設置者は、指定養成施設の名称又は所在地その他の主務省令で定める事項に変更があつたときは、一月以内に、その旨を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。 □ 第十五条 指定養成施設の設置者は、その指定養成施設を廃止したときは、速やかに、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在学中の学生又は生徒の処置を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。 □ 第十六条 主務大臣は、指定養成施設が第十条又は第十一条の規定による基準に適合しないときは、これらの規定による指定を取り消すことができる。 2 □ 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定養成施設の設置者が第十二条第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。	【特区提案】 道州制特区推進法に基づき、次のとおり、法令の特例措置を適用する。 ○ 養士法第二条第1項、第五条の三第四号における「厚生労働大臣」を、北海道においては「北海道知事」に読み替える。 ○ 養士法施行令第九条、第十二条第2項（第九条の準用）における「その（養成）施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を付さなければならない。」の規定は、北海道知事について適用しない。 ○ 養士法施行令第十三条、第十四条、第十五条における「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して」の規定は、厚生労働大臣への届出の場合、北海道知事について適用しない。 ○ 養士法施行令第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条における「主務大臣」が「厚生労働大臣」の場合、または、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」の場合、北海道においては、「厚生労働大臣」の文言を「北海道知事」に読み替える。 《 参 考 》 ※ 養士法施行令第十九条（主務大臣等） この政令における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。 一 法第二条第一項の規定による養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣 二 法第五条の三第四号の規定による学校である管理栄養士養成施設の指定に関する事項 養士養成施設及び厚生労働大臣 三 法第五条の三第四号の規定による学校以外の管理栄養士養成施設の指定に関する事項 文部科学大臣 2 この政令における主務省令は、前項各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

栄養士及び管理栄養士の養成状況について

1 資格要件について

	栄養士	管理栄養士
免許	都道府県知事免許	厚生労働大臣免許
要件	栄養士養成施設で必要な知識及び技能を習得した者	管理栄養士国家試験に合格した者 【受験資格】 ・栄養士養成施設を卒業した栄養士で所定の実務経験を積んだ者 ・管理栄養士養成施設を卒業した栄養士

2 業務状況について

主な業務内容	従事する施設の例	備 考
傷病者に対する栄養指導	病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等	管理栄養士による個別栄養管理が実施された場合に診療報酬や介護保険等の加算有り。
健康保持増進のための栄養指導	保健センター、保健所、学校、保育所、事業所等	特定健診保健指導計画立案者は、管理栄養士等とされている。
給食施設等の栄養・給食管理	学校、病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等	特別な栄養管理が必要な一定規模を超える給食施設には、管理栄養士の配置義務有り。

3 配置の状況

施設種別	施設数	栄養士	管理栄養士	健康増進法
学校	529	300	290	○1回100食または1日250食以上を提供する場合には、栄養士または管理栄養士を配置する努力規定 ○特別な栄養管理が必要な給食施設には管理栄養士の配置を規定
病院	587	1,148	737	
介護老人保健施設	175	197	119	
老人福祉施設	426	294	333	
児童福祉施設	359	106	281	
社会福祉施設	208	66	214	
事業所	47	16	45	
寄宿舍	31	11	23	
矯正施設	6	5	1	
自衛隊	35	29	12	
一般給食センター	4	1	6	
その他	22	6	22	
合計	2,429	2,179	2,083	

- ・管理栄養士必置指定施設配置率は100%（104施設）、
栄養士・管理栄養士の努力規定のある給食施設の配置は、76.4%（1,836施設）

4 養成施設の指定基準について

別紙のとおり、教育内容や教員等に関する指定基準が国から詳細に示されている。

5 養成の状況

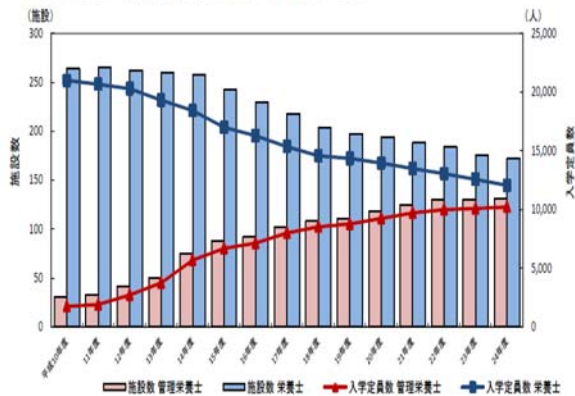
道内には、平成 26 年 2 月現在、管理栄養士養成施設が 5 校（定員 395 名）、栄養士養成施設が 10 校（定員 400 名）指定を受けている。全国同様に、平成 12 年の栄養士法一部改正（管理栄養士が登録制から免許制に変更、国家試験受験資格の見直し）に前後し、栄養士養成施設が減少、管理栄養士養成施設が増加している。

なお、栄養士養成施設では、定員割れの状況が続いている。

【道内養成施設の状況】

区 分	定員・卒業者数等	H20	H21	H22	H23	H24	H25
栄養士養成施設	定員数	400	400	400	400	400	400
	卒業者	371	395	369	396	346	349
	定員充足率	92.8	98.8	92.3	99.0	86.5	87.3
管理栄養士養成施設	定員数	355	355	395	395	395	395
	卒業者	375	361	402	411	374	386
	定員充足率	105.6	101.7	101.8	104.1	94.7	97.7

◆ 管理栄養士・栄養士養成施設数及び入学定員数の変化



【資料】全国栄養士養成施設協会「管理栄養士・栄養士養成施設一覧」

（参考）

- 栄養士法公布（昭和 22 年）栄養士資格の法制化
- 栄養士法一部改正（昭和 37 年）管理栄養士資格を新設（登録制）
- 栄養士法一部改正（平成 12 年）登録制から免許制に変更、国家試験受験資格の見直し

6 移譲によって見込まれる業務

	栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
指定数	10 校	5 校
指導・監督	2 校（年）	1 校（年）
内容変更の承認	6 件（H24）	2 件（H24）
法定届出	年 1 回	年 1 回

栄養士及び管理栄養士養成施設指定基準について

栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
(教育内容に関する事項) 1 教育の内容は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校をいう。以下同じ。）にあっては別表第二、それ以外の施設にあっては別表第二に定めるもの以上であること。 (教員要件等に関する事項) 2 長は、養成施設の管理の適任者で、栄養士の養成に適當であると認められるものであること。 3 別表第一又は別表第二に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の教員（助手を除く。以下次号及び第六号から第八号までにおいて同じ。）の数は、学校以外の施設にあっては九人以上であること。 4 社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。 5 別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、三人以上であり、そのうち二人以上は管理栄養士であること。 6 別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科 目を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（以下「大学等」という。）において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後五年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。 7 人体の構造と機能を担当する教員のうち一人以上は、医師であること。	(教育内容に関する事項) 1 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。 (教員要件等に関する事項) 2 別表第四に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第四に掲げる教育内容を担当する専任の教員（助手を除く。以下この号、次号、第四号、第六号及び第七号において同じ。）の数は養成施設の入学定員に応じそれぞれ別表第五に定める数以上であり、並びにそのうち別表第四専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容を担当する専任の教員の数は十人以上であること。 3 別表第四専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。 4 基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。 5 専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第四専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。 6 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。 7 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
8 栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。 9 別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。 (施設及び設備に関する事項) 10 同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね四十人であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでない。 11 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに給食実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。 12 前号の施設の数、学生又は生徒の数、教員の数及び教育課程に応じ、必要な数以上であること。 13 更衣室、図書室、医務室及び運動場を有すること。 14 施設の配置及び構造は、第十二号に定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。 15 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。 16 給食実習室(実習食堂を備えるものに限る。)には、別表第三に掲げる機械及び器具が教育上必要な数以上備えられていること。 17 別表第一に掲げる教育内容に関する二千冊以上の図書及び五種以上の学術雑誌が備えられていること。 18 当該指定に係る施設以外の適当な施設を給食の運営の実習施設として利用できること。 19 経営の方法が適切かつ確実であること。	(施設及び設備に関する事項) 8 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。 9 前号の施設の数、生徒及び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数以上であること。 10 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。 11 施設の配置及び構造は、第九号に定めるもののほか教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。 12 別表第六の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。 13 別表第四専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容に関する五千冊以上の図書及び二十種以上の学術雑誌が備えられていること。 14 当該指定に係る施設以外の適当な施設を臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の臨地実習施設として利用できること。

栄養士養成施設			管理栄養士養成施設		
別表第一			別表第四		
教育内容	単位数		教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4		人文科学		
人体の構造と機能	8	4	社会科学		
食品と衛生	6		自然科学	42	
栄養と健康	8		外国語		
栄養の指導	6	10	保健体育		
給食の運営	4		社会・環境と健康	6	
備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号第二十一条第二項の規定の例による。 2 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。 3 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。			専門基礎分野	14	10
			食べ物と健康	8	
			基礎栄養学	2	
			応用栄養学	6	
			栄養教育論	6	
			臨床栄養学	8	8
			公衆栄養学	4	
			給食経営管理論	4	
			総合演習	2	
			臨地実習		4
備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。 2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。 3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもつて代えることができる。 4 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。 5 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。			専門分野		

「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」関係法令

以下、各関係法令の関係箇所を抜粋。

■栄養士法（昭和二十二年十二月二十九日法律第二百四十五号）

第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第五条の三 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

■栄養士法施行令（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十一号）

（養成施設又は管理栄養士養成施設の指定）

第九条 法第二条第一項の規定による養成施設の指定の申請又は法第五条の三第四号の規定による管理栄養士養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を付さなければならない。

（養成施設の指定の基準）

第十条 法第二条第一項の規定による養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 入所資格は、法第二条第二項又は第十二条第一項に規定する者であること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容、施設の長の資格、教員の組織、数及び資格、学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数、施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品並びに施設の経営の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一条 法第五条の三第四号の政令で定める基準は、管理栄養士として必要な知識及び技能を修得させるための教育の内容、教員の組織、数及び資格並びに施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品に関し、それぞれ主務省令で定める基準に適合するものであることとする。

（指定養成施設の内容変更）

第十二条 法第二条第一項に規定する養成施設又は法第五条の三第四号に規定する管理栄養士養成施設（以下「指定養成施設」と総称する。）の設置者は、指定養成施設における学生若しくは生徒の定員、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数、修業年限又は教育の内容の変更をしようとするときは、主務大臣の承認を得なければならない。

2 第九条の規定は、前項の承認の申請について準用する。

(届出事項)

第十三条 指定養成施設の設置者は、毎年七月末日までに次に掲げる事項を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

- 一 前年度卒業者の員数
- 二 学生又は生徒の現在員数

(指定養成施設の名称等の変更の届出)

第十四条 指定養成施設の設置者は、指定養成施設の名称又は所在地その他の主務省令で定める事項に変更があつたときは、一月以内に、その旨を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第十五条 指定養成施設の設置者は、その指定養成施設を廃止したときは、速やかに、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在学中の学生又は生徒の処置を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(指定の取消)

第十六条 主務大臣は、指定養成施設が第十条又は第十一条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるときは、これらの規定による指定を取り消すことができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定養成施設の設置者が第十二条第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(主務大臣等)

第十九条 この政令における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

- 一 法第二条第一項の規定による養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣
 - 二 法第五条の三第四号の規定による学校である管理栄養士養成施設の指定に関する事項 文部科学大臣及び厚生労働大臣
 - 三 法第五条の三第四号の規定による学校以外の管理栄養士養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣
- 2 この政令における主務省令は、前項各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

平成 2 4 年度道民アイデア等の審議状況

No.	整理番号	ア イ デ ア 名	分類			審議状況		
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	備 考
1	405	3512 H 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討		
2	406	3513 I 外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		審議	
3	407	4510 F 水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策			
4	408	1516 F 「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他			
5	409	1517 J 保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理		
6	410	1518 J 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理		
7	411	1519 H 総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他			
8	412	4511 H 帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		審議	
9	413	4512 E 最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備			
10	414	4513 D 二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			
11	415	4514 F エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全			
12	416	4515 D 一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			
13	417	3514 J 外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		審議	
14	418	3515 F 地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全			
15	419	1520 F エゾシカの現地での埋没処理	環境保全	環境保全	環境保全			
16	420	1521 D 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策			
17	421	4516 H 超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他			
18	422	3516 D 公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他			
19	423	2512 D 国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策			
20	424	4517 C 国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大			
21	425	4518 H 独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大			

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

外国語教育の推進

■道民アイデア整理表	1
■過去の類似提案に係る資料	2～3
■関係法令	4

道民アイデア整理表

No. 3512H	アイデア名	外国語教育の推進
-----------	-------	----------

【アイデアの概要】

北海道には海外からの多くの観光客がくる。「北海道はどこへ行っても言葉が通じる」というイメージを作り出し、外国人観光客を増加させてはどうか。

そのためには、徹底した語学教育を行える体制整備が必要であり、具体的には次の2点を整備する。

- ①義務教育開始時から終了時までの期間、英語と第二外国語を無料で学べる（授業に組み込む）制度を作る。なお、第二外国語は、中国語、韓国語、ロシア語のいずれかとする。
- ②義務教育終了後も、補助金や還付金等により、低額で外国語を学べる環境を提供する。

【事実関係の整理】

○小・中学校の教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定める。（学校教育法第33条、第48条）

○小・中学校の教育課程は、文部科学大臣が公示する学習指導要領に基づき、編成・実施することとされている。（学校教育法施行規則第52条、第74条）

○学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めている「各学校で教育課程を編成する際の基準」である。

○各学校では、「学習指導要領」や学校教育法施行規則に定める「年間の標準授業時数」等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成している。

○国及び北海道レベルでの留学支援制度等は存在するが、「低額で外国語を学ぶことのできる」制度は創設されていない。

【提案検討をするに当たっての留意事項】

○履修内容が他都府県と異なることにより、道外との転出入の際など、児童生徒や保護者に不安を招く恐れがある。

○教科書・教材の整備、教員の研修などに予算措置が必要であり、財政面での負担が大きい。

○現在、小学校の外国語活動と中学校の外国語科では英語を取り扱っていることから、これに第二外国語が加わることにより、児童・生徒への負担が増すことが懸念される。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

○義務教育課程における第二外国語の実施については、権限の移譲によらずとも教育課程外で実施することにより対応可能である。

○ただし、義務教育段階で北海道と道外とで履修内容が異なることや、児童生徒の負担等を考慮すると、十分に調査・分析を行った上で、慎重に判断すべき内容である。

○義務教育課程修了後の外国語教育への補助金等の実施についても、権限の移譲によらずとも、都道府県や市町村が適宜判断し対応可能である。

大分類 | 教育・学校

※ 「1 次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の尊掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向
教 育 ・ 学 校 〈教育・ 学校〉	15121 小 中 学 校 に お け る 中 国 語 授 業 の 導 入	○中国人観光客は、観光で 生きる北海道にとっては 外貨獲得の最大のチャン スであり、それを生かす ためには語学スキルが必 要である。 ○北海道には中国人労働者 が多数おり、経営者は中 国人とのコミュニケーションが求められる時代と なっている。 ○こうした状況を踏まえ、 小中学校に中国語授業を 導入すべく学習指導要領 の権限移譲を行う。	○小・中学校の教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定める。 (学校教育法第 3 3 条、第 4 8 条) ○小・中学校の教育課程は、文部科学大臣が公示する学習指導要領に基づき、 編成・実施することとなっている。 (学校教育法施行規則第 5 2 条、第 7 4 条) ○学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受 けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めている 「各学校で教育課程を編成する際の基準」である。 ○外国語の学習について、小学校学習指導要領では、「外国語活動においては、 英語を取り扱うことを原則とすること」とされ、中学校学習指導要領では、 「外国語科においては、英語を履修させることを原則とする」とされている。	○学校教育法施行規則の 改正 ○学習指導要領の改訂	【メリット】 ○本道の在留外国人に占める中国人のウェ ートが高いことから、地域の国際化や国 際理解の促進、多文化共生社会の構築に 寄与するものと思慮する。 【デメリット】 ○指導内容が他都府県と異なることによ り、履修内容の差異が生じるため、道外 との転出入の際など、児童生徒や保護者 の不安を招くおそれがある。 ○教員配置、教科書・教材の整備、教員研 修等の予算措置が必要であり、財政面で の負担が大きいの。 ○現在、小学校の外国語活動と中学校の外 国語科では英語を取り扱っていることか ら、中国語がこれに加わることにより、 児童生徒への負担が増すことが懸念され る。	教) 務 義 務 教 育 課 総政) 国際課	1 次で整理 する理由等
							② 学習指導要領に 基づいて教育課 程を編成するこ とにより対応は 可能である。 ただし、義務教 育段階で北海道 と道外とで履修 内容が異なるこ とや、児童生徒 の負担等を考慮 すると、調査や 分析を十分に行 った上で、慎重 に判断すべき内 容である。

＜過去の類似提案＞ ※H19. 10. 19 第6回道州制特区提案検討委員会

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法令で 対応可能	理 由 等	関係 部課	個票 番号
			重複 除く	1	1	対応可能	対応可能			
教 育 ・ 学 校 ＜教育・ 学校＞	小学校での 英語必修	義務教育期間の必修学科を 北海道が独自に決定できる ようにする。	1	1				・ 小学校における英語活動については、総合的な学習の時間における国際理解に関する学習の一環として、各学校の判断により実施されており（平成18年度本道で7割程度の学校が実施）、専ら小学校英語必修に係る教育政策の議論。 ・ 国においても小学校段階における英語教育の具体的な方策が検討されている。	教) 義務教 育課	1027I
	教育の見直し	地域が将来めざす方向に教 育内容もそうことができる 特例措置を設ける。	2	1				・ 学習指導要領において、各学校は、地域や学校の実態等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとされており、専ら地域における教育政策の議論。	教) 義務教 育課、 高校教 育課	1027I 1053F

関係法令（「外国語教育の推進」関係）

【学校教育法】

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十二条 小学校の修業年限は、六年とする。

第三十三条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十七条 中学校の修業年限は、三年とする。

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

【学校教育法施行規則】

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

帰化の許可権限の移譲

■道民アイデア整理表	1
■帰化について.....	2
■関係法令.....	3～5

道民アイデア整理表

No. 4511H	アイデア名	帰化の許可権限の移譲
-----------	-------	------------

【アイデアの概要】

- 帰化の許可は法務大臣の権限であるが、道内に居住し、特定の業務（研究、教育、スポーツ、観光等）に従事する外国人の帰化の許可権限については知事に移譲する。
- 知事の権限により、住所条件（引き続き5年以上日本に住んでいること）など帰化の条件を一定程度緩和する。

【事実関係の整理】

- 帰化とは
 - ・その国の国籍を有しない者（外国人）から国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度
 - ・日本では、帰化の許可は、法務大臣の権限とされている。（国籍法第4条）
- 帰化の条件
 - 住所要件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件等（国籍法第5条）
- 帰化の手続き
 - 住所地を管轄する法務局（地方法務局）に、本人が自ら出向き、書面により申請

【提案検討をするに当たっての留意事項】

- 海外から道内への移住者が増えることにより、地域の活性化や、北海道が国際交流、経済交流の拠点となり、戦略的な政策の取組が期待される。
- 国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格であることから、全国一律の基準で運用しなければならないのではないか。
- 国籍問題は、国外との調整を要する場合もある国際的な事項である。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

国籍の許可は国際的な事項であることから、知事に許可権限を与え、独自の基準で運用すべきものではなく、全国一律の基準において国が所管すべきものである。

帰化について

帰化とは

- その国の国籍を有しない者（外国人）から国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度
- 日本では、帰化の許可は、法務大臣の権限とされている。

帰化の条件

- 1 住所要件
帰化の申請をするまで、引き続き5年以上日本に住んでいることが必要
- 2 能力条件
年齢が20歳以上であって、かつ、本国の法律によっても成人に達していることが必要
- 3 素行条件
素行が善良であることが必要。犯罪歴や納税状況等を総合的に考慮し判断
- 4 生計条件
生活に困るようなことがなく、日本で暮らしていけることが必要
- 5 重国籍防止条件
無国籍であるか、原則として帰化によってそれまでの国籍を喪失することが必要
- 6 憲法遵守条件
日本政府を暴力で破壊することを企てたり、主張するような者等は帰化が許可されない

※これらは帰化の最低限の条件であり、これらを満たしても必ず帰化が許可されるとは限らないこと

帰化の手続き

- 申請先
住所地を管轄する法務局・地方法務局
- 申請の方法
本人（15歳未満は法定代理人）が自ら申請先に出向き、書面により申請
- 帰化申請に必要な主な書類
帰化許可申請書／親族の概要を記載した書類／帰化の動機書／生計や事業の概要を記載した書類／国籍・親族関係・納税・収入などを証明する書類 等

関係法令（帰化の許可権限の移譲関係）

国籍法

（この法律の目的）

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

（出生による国籍の取得）

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

（認知された子の国籍の取得）

第三条 父又は母が認知した子で二十歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

（帰化）

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
- 六 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第六条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民であつた者の子（養子を除く。）で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの
- 二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母（養父母を除く。）が日本で生まれたもの
- 三 引き続き十年以上日本に居所を有する者

第七条 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰

化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

第八条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの
- 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であつたもの
- 三 日本の国籍を失つた者（日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。）で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

第九条 日本に特別の功勞のある外国人については、法務大臣は、第五条第一項の規定にかかわらず、国会の承認を得て、その帰化を許可することができる。

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

- 2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

（国籍の喪失）

第十一条 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

- 2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

第十三条 外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を離脱することができる。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を失う。

（国籍の選択）

第十四条 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

- 2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法 の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによつてする。

第十五条 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第一項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。

- 2 前項に規定する催告は、これを受けるべき者の所在を知ることができないときその他書面によつてすることができないやむを得ない事情があるときは、催告すべき事項を官報に掲載してすることができる。この場合における催告は、官報に掲載された日の翌日に到達したものとみなす。

- 3 前二項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から一月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をすることができるに至つた時から二週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

第十六条 選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

2 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失っていないものが自己の志望によりその外国の

公務員の職(その国の国籍を有しない者であつても就任することができる職を除く。)に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣告をすることができる。

3 前項の宣告に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第二項の宣告は、官報に告示してしなければならない。

5 第二項の宣告を受けた者は、前項の告示の日に日本の国籍を失う。

(国籍の再取得)

第十七条 第十二条の規定により日本の国籍を失った者で二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 第十五条第二項の規定による催告を受けて同条第三項の規定により日本の国籍を失った者は、第五条第一項第五号に掲げる条件を備えるときは、日本の国籍を失ったことを知った時から一年以内に法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、天災その他その者の責めに帰することができない事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間は、これをすることができるに至つた時から一月とする。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

(法定代理人がする届出等)

第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

(省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第二十条 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二条 の例に従う。

外国人介護福祉士試験特区

■道民アイデア整理表……………	1
■資格取得ルート図……………	2
■インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士 候補者の受入れにおける政府の取り組み……………	3
■介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮…	4
■関係法令……………	5～8

道民アイデア整理表

No. 3514J	アイデア名	外国人介護福祉士試験特区
-----------	-------	--------------

【アイデアの概要】

- 超高齢化社会を迎え介護福祉士の需要が高まっているが、供給とのバランスがとれていない。
- 現行においても外国人の介護福祉士受験を認めているが、合格率は低い。
- そこで、国が行う介護福祉士国家試験の権限を道に移譲し、北海道独自の外国人介護福祉士試験を実施することで供給の拡大を図る。
- 〈北海道独自の試験内容の例〉
 - ・母国語での受験を可とする。
 - ・簡素な日本語での試験を実施。
 - ・外国語習得能力適性検査やストレス耐性検査等を実施する。

【事実関係の整理】

- 介護福祉士とは、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。
- 介護福祉士試験は筆記試験と実技試験があり、筆記試験に合格した者に限り実技試験を受験できる。
- 介護福祉士試験を実施しているのは、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関である「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」。
- 外国人の介護福祉士候補者の受入については、政府としても、在留期間の特例や学習支援など様々な取組を行っている。

【提案検討をするに当たっての留意事項】

- 実現すれば介護福祉士不足の解消が図られる可能性がある。
- 国家試験であるのに、北海道のみが独自の試験を行うことの可否。
- 仮に独自の試験が可能になったとしても、介護福祉士の質や水準の低下を招く恐れがある。

【対応方向】

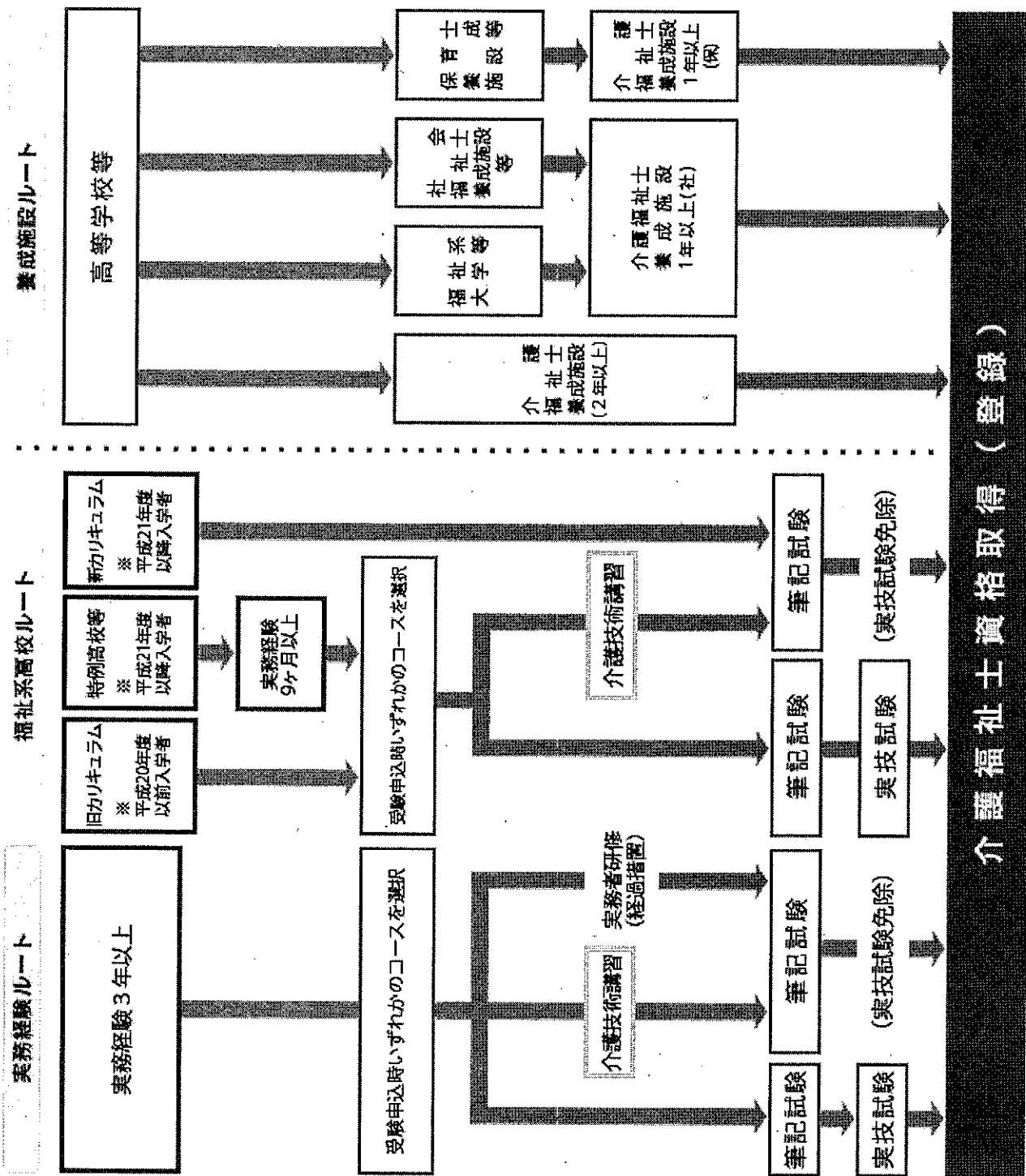
	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

国家試験について一都道府県のみが任意の内容とすることは、介護福祉士の質や水準の維持に支障が生じる恐れがある。全国一律の基準において国が所管すべきものである。

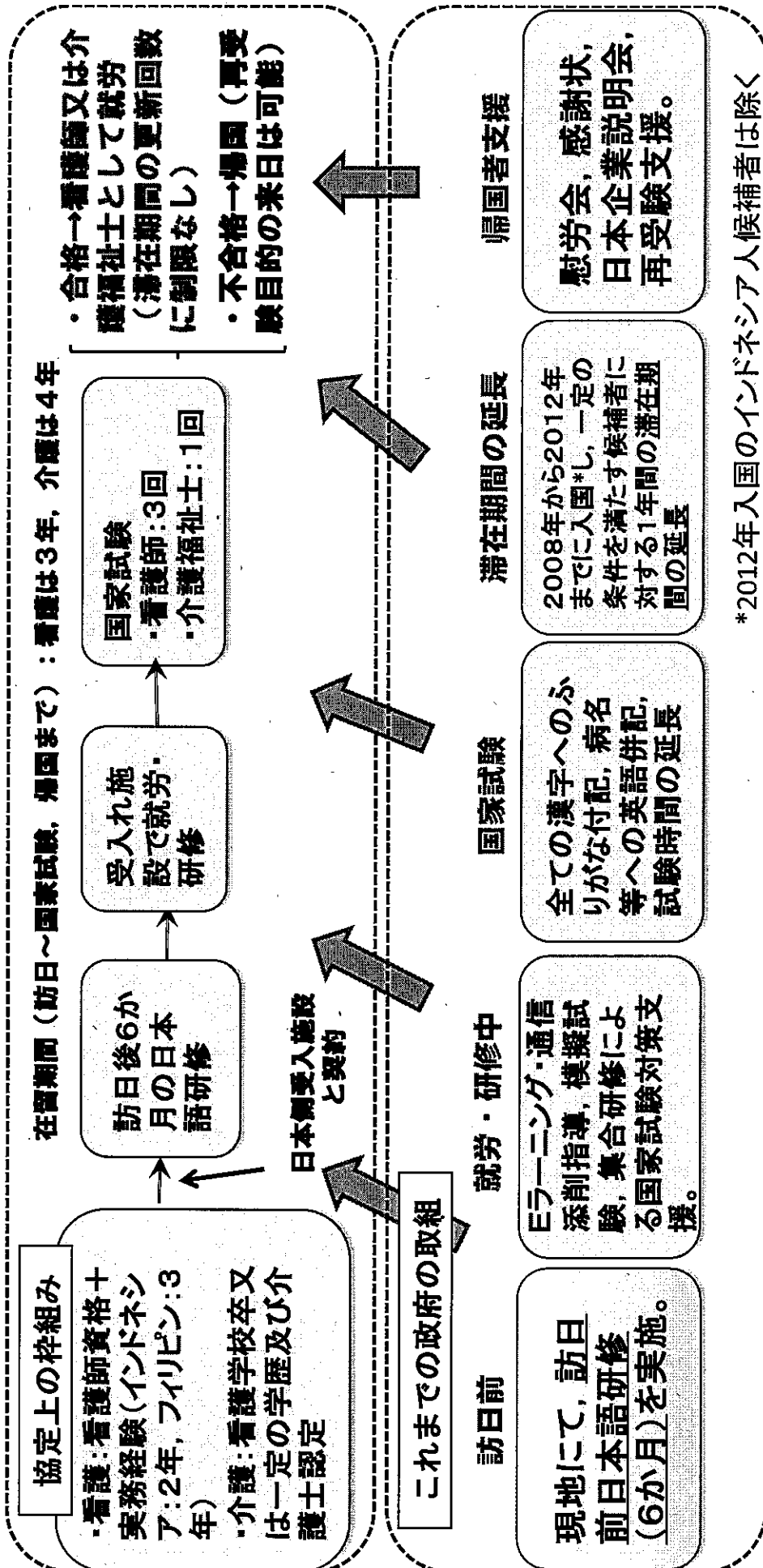
【資格取得ルート図】

〈公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページより〉



インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れ における政府の取り組み

訪日前、就労・研修中、国家試験及び試験後のあらゆる段階で政府の取組がなされた。



中長期的な看護・介護分野の能力強化

JICAがインドネシアにおいて、看護実践能力強化プロジェクトを平成24年10月から開始し、5大学を対象に、日本の看護・介護等への理解を深めるための教育協力を実施中。

（注1）介護候補者の要件である「一定の学歴」について、インドネシアは高等教育機関（3年以上）、フィリピンは4年制大学を卒業。
（注2）フィリピンの介護福祉士候補者（就学コース）については、介護養成施設を卒業することでフィリピンの資格取得可能。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

介護福祉士国家試験受験

(全ての漢字くふりがな付記、疾病名等くの英語併記等、試験時間の延長(1.5倍))

受入れ施設での就労・研修中

1. 受入れ施設での学習経費の支援

○候補者1人当たり年間235千円(22年度～)

- (1) 日本語講師や養成校教員等の受入れ
- (2) 日本語学校への通学
- (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加
- (4) 学習支援に必要な備品購入費(25年度～)

○1施設当たり年間80千円(25年度～)
受入れ施設の研修担当者への手当 等

2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業(22年度～)

- (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修(22年度～)
- (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導(23年度～)
- (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(24年度～)
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

3. 国際厚生事業団による受入支援

- (1) 巡回訪問指導(20年度～)
- (2) 相談窓口の設置(20年度～)
- (3) 日本語・漢字統一試験(21年度～) ※漢字21年度～、日本語(就労時)22年度～
- (4) 受入れ施設担当者向けの説明会(21年度～)
- (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語)版の提供(22年度～)
- (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
- (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示(22年度～)
- (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示(25年度～)

訪日後

介護導入研修(約10日)

日本語研修(訪日後6か月間)

訪日前

日本語研修(訪日前)

関係法令（外国人介護福祉士試験特区関係）

社会福祉士及び介護福祉士法（抜すい）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項（これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

～ 略 ～

（介護福祉士の資格）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 介護福祉士試験に合格した者

(介護福祉士試験)

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法 に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの
において三年以上（専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福
祉士として必要な知識及び技能を修得した者

二 三年以上介護等の業務に従事した者

三 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 第六条、第八条及び第九条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(指定試験機関の指定等)

第四十一条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指
定試験機関」という。）に、介護福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を
行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行
う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条までの規定は、
指定試験機関について準用する。この場合において、第十条第三項第一号中「試験事務の実施」とあるのは「
第四十一条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の実施」と、第十四条第一項中「社会
福祉士として」とあるのは「介護福祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とあるのは「介護福祉士試験委員」
と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と読み替える
ものとする。

(登録)

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月
日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 第二十九条から第三十四条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二
十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第
四十二条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第三十一条並びに第三十二条
第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

第四十三条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指
定登録機関」という。）に介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下この章において「登録事務」という。）を
行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行
う。

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（抜すい）

第二章 介護福祉士

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第十九条 法第三十九条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による大学において法第三十九条第二号の規定により文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 学校教育法による大学において指定科目（厚生労働大臣が別に定める実習に係る科目（以下この号、次号、第五号及び第七号において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 三 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第百二条第二項の規定により大学への入学を認められた者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 四 学校教育法による大学院において指定科目を修めて当該大学院の課程を修了した者
- 五 学校教育法による大学院において指定科目（実習科目を除く。）を修めて当該大学院の課程を修了した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの
- 六 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）、特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）、専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者
- 七 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

（他資格養成所の範囲）

第二十条 法第三十九条第三号の厚生労働省令で定める学校又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第十八条の六第一号の指定を受けた学校その他の施設
- 二 法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等又は同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等

（介護福祉士試験の受験資格）

第二十一条 法第四十条第二項第三号の厚生労働省令で定めるものは、学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第五に定める高等学校等に係る教科科目及び単位数を修めて、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者とする。

（介護福祉士試験）

第二十二条 介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。

- 2 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。
- 3 法第四十条第二項第一号に規定する者については、実技試験を免除する。
- 4 法第三十九条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設の設置者が法第二条第二項に規定する介護等（次条において「介護等」という。）に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回の実技試験を免除する。

第二十三条 筆記試験は、人間と社会の領域、介護の領域及びこころとからだのしくみの領域に関する知識及び技能について行う。

2 実技試験は、介護等に関する専門的技能について行う。

（介護技術講習）

第二十三条の二 介護技術講習の実施に当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 介護技術講習の時間数は、三十二時間以上とすること。
- 二 介護技術講習を実施するのに必要な数の講師及び必要な施設を有すること。
- 三 講師は、介護技術講習の課程を教授するのに必要な講習を受けた者であること。
- 四 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講の資格とすること。
- 五 介護技術講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

2 第二十二条第四項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、厚生労働大臣に提出することにより行うものとする。

- 一 講習の実施者の名称及び住所
- 二 講習課程
- 三 時間数
- 四 講師の氏名及び履歴
- 五 実施場所
- 六 期日及び日程
- 七 受講定員
- 八 その他介護技術講習の実施に関する事項

3 介護技術講習の実施者は、介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする事項及び理由を記載した書面に、変更後の介護技術講習実施届出書を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 介護技術講習の実施者は、介護技術講習を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講者数
- 四 修了者数

5 介護技術講習の実施者は、介護技術講習の課程、実施場所、期日及び日程その他介護技術講習の実施に必要な事項を、あらかじめ公表しなければならない。

（介護福祉士試験の受験手続）

第二十四条 介護福祉士試験を受けようとする者は、様式第五による介護福祉士試験受験申込書を厚生労働大臣（法第四十一条第一項に規定する指定試験機関が介護福祉士試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関。次条において準用する第八条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の介護福祉士試験受験申込書には、法第四十条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（介護福祉士の登録事項）

第二十四条の二 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至った年月
- 四 第一条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの